内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

人事院総裁 一 宮 なほみ

民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに 国家公務員の退職給付に係る本院の見解について

平成28年8月1日に貴職から御依頼のあった標記の件について、民間企業に おける退職一時金及び企業年金の実態調査を行うとともに、国家公務員の退職 手当及び国家公務員共済年金の退職等年金給付(旧職域部分を含む。)との水 準比較を行いました。

本件について本院の取りまとめた調査結果及び見解は、別紙のとおりです。

別紙

I 民間及び公務における退職給付調査の結果

1 民間企業の退職給付調査の結果

平成28年8月、国家公務員の退職給付制度を所管している内閣総理大臣 及び財務大臣から人事院総裁に対し、国家公務員の退職給付の官民均衡を 確保するため、民間の退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解の表明 について要請があった。

これを受けて、本院は、職員の給与等を担当する専門機関として、平成 18年及び平成23年に調査の実施と見解の表明を行っている経緯があること 等を踏まえ、民間企業の退職給付の制度及び支給額の調査を実施した。

(1) 調査方法

この調査においては、企業規模50人以上の全国の民間企業41,963社(母集団企業)から企業規模及び産業分類別に層化無作為抽出法によって抽出した7,355社を対象に、退職一時金及び企業年金(以下「退職給付」という。)の実態について調査を行い、調査結果の集計は母集団に復元して行った。

主な調査項目は、平成27年度における各民間企業の事務・技術関係職種の常勤従業員に適用される退職給付制度と平成27年度中に勤続20年以上で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員(大学卒(大学院修了を含む。)及び高校卒)の退職給付の支給額である。

(2) 調査結果の概要

今回の調査においては、標本企業7,355社のうち回答のあった4,647社

から調査時において企業規模不適又は産業分類不適であったものを除いた4,493社について集計を行った。また、退職給付の支給額については、 退職給付制度がある企業における退職者の退職給付の支給額を集計した。

調査結果の概要は以下のとおりである。

【参考資料1~3 民間企業の退職給付調査の実施状況 等 参照】

① 退職給付制度の概要

ア 退職一時金制度及び企業年金制度の普及状況

退職給付制度がある企業の割合は、別表第1に示すとおり92.6% (平成23年に本院が実施した退職給付の調査(以下「平成23年調査」 という。)では93.5%)となっている。そのうち、退職一時金制度 のみがある企業の割合は48.3%、企業年金制度のみがある企業の割 合は12.0%、退職一時金制度と企業年金制度を併用している企業の 割合は39.6%となっており、退職一時金制度がある企業の割合は88.0 %(平成23年調査では86.9%)、企業年金制度がある企業の割合は 51.7%(平成23年調査では59.9%)となっている。

イ 退職一時金制度について

退職一時金制度がある企業における退職一時金の種類(複数回答)は、別表第2に示すとおりであり、「社内準備による退職一時金」を採る企業の割合が80.7%と最も高い。その場合の退職一時金の主な算定方式については、退職時の基本給の全部又は一部に勤続年数別支給率を乗ずる方法を用いている企業の割合が44.6%、勤続年数

・資格等に応じて毎年ポイントを付与し、その累積ポイントに企業 ごとに定めている一定の額を乗じて退職一時金を決定するポイント 制を用いている企業の割合が25.7%となっている。

ウ 企業年金制度について

企業年金制度がある企業における企業年金の種類別の採用割合 (複数回答)は、確定給付企業年金が53.4%(平成23年調査では 46.6%)と最も高く、次いで確定拠出年金(企業型)が37.7%(平 成23年調査では24.7%)、厚生年金基金が19.4%(平成23年調査で は28.4%)となっている(各企業年金制度の概要は、別表第3の(参 考)参照)。

平成23年調査と比較して、確定給付企業年金及び確定拠出年金(企業型)の採用割合が増加する一方、厚生年金基金は、厚生年金保険法等の一部改正により、他の企業年金への移行促進や特例的な解散制度の導入等が行われており、採用割合が低下している。また、適格退職年金は、平成23年度末をもって制度が廃止されている(平成23年調査では15.5%)。

なお、企業年金のうち、退職時以降に企業年金の全部又は一部を一時金として受給することを本人が選ぶことができる選択一時金制度があるものが69.7% (平成23年調査では75.5%)を占めている。

② 退職給付額について

退職給付制度がある企業において、平成27年度中に勤続20年以上で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員は119,803人となっている。

このうち、後述する国家公務員(定年退職者及び応募認定退職者)と の比較の対象となる定年退職者は72,289人、会社都合退職者は25,895 人となっている(平成23年調査では定年退職者65,053人、会社都合退 職者18,382人)。

これらの者の退職一時金の額と企業年金現価額(注参照)を合わせた退職給付額の勤続年数別、退職事由別の平均額は、別表第4に示すとおりである。

なお、企業年金の支給基準に基づき一時金で支給された分については、その位置付けに鑑み、企業年金現価額の中に含めて集計を行った。また、企業年金については、事業主が拠出した額を比較対象とするという観点から、本人拠出がある場合には本人拠出分を除いて事業主拠出分のみを集計した。

(注)企業年金については、将来支払われる年金総額を退職時点の現価に換算し、この額と企業年金の支給基準に基づき支払われた一時金との合計額を企業年金現価額とした。

企業年金(確定拠出年金(企業型)を除く。)の現価換算に当たっては、官民の年金額をそれぞれ同じ物差しで退職時価値に換算するよう、官民共通の現価換算率によってその額を算出することとし、その換算率としては、厚生労働省告示により定められている企業年金の最低積立基準額算出の割引率(平成27年度は1.90%)を用いた。

確定拠出年金(企業型)については、退職時点における事業主 拠出分の個人別管理資産額を現価とすることを原則とし、本人拠 出を行っているなど事業主拠出分の個人別管理資産額を把握できない場合には、事業主拠出額、拠出期間及び他の退職給付制度からの移換額を基礎に現価額を算出することとした。その換算率としては、確定拠出年金(企業型)の運用商品として最も選択割合が高い定期預金商品の利率(預入金額3百万円未満の5年定期預金金利(店頭表示の平均年利率)の平成18年から平成27年までの10年平均(0.18%))を用いた。

2 国家公務員の退職給付調査の結果

(1) 退職給付制度の概要

国家公務員が退職する場合には、社会保障として官民共通に支給される公的年金とは別に、退職給付として、民間企業の退職一時金に対応するものとして一時金で支給される退職手当と、企業年金に対応するものとして支給される共済年金の退職等年金給付及び旧職域部分(以下「共済年金給付」という。)がある。

退職手当は、退職日現在の俸給月額等を基礎として、退職事由及び勤続年数別に定められた支給率等により算出される。一方、共済年金の退職等年金給付は各月の標準報酬の月額等に一定率を乗じた付与額とこれに対する利子の累積額を基礎に算出され、旧職域部分は勤続期間を通じた標準報酬の平均額を基礎に共済年金の組合員期間の月数等を乗じて算出されるものであり、これらは退職事由による支給額の差は生じないが、勤続年数が長いほど支給額が高くなる。

(2) 退職給付額について

① 支給額の把握手法

1に示した民間企業の退職給付との比較を行うため、本院は、平成27年度中に勤続20年以上で退職した行政職俸給表(一)の適用を受けていた国家公務員(大学卒(大学院修了を含む。)及び高校卒)の退職手当について内閣人事局が実施した国家公務員退職手当実態調査によって支給額を把握し、また、これらの職員の共済年金給付の支給予定年額について調査した。

これを基に、本院において、民間企業の企業年金の現価換算で用いたものと同じ率(1.90%)を用いて退職時点の現価に換算した共済年金給付の額と退職手当の額を合計した退職給付額を把握した(1(2)②の(注)参照)。

なお、共済年金給付についても、民間企業の退職給付と同様に使用者が拠出した額を比較対象とするという観点から、本人拠出分は含めずに集計した。

② 退職給付額について

平成27年度中に勤続20年以上で退職した行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員のうち、定年退職者は1,988人、応募認定退職者(注参照)は817人となっている(平成23年調査では定年退職者1,518人、勧奨退職者422人)。

定年退職者及び応募認定退職者の退職手当の額と共済年金給付の現価額を合わせた退職給付額の勤続年数別の平均額は、別表第5に示すとおりである。

【参考資料4 公務における退職手当及び共済年金給付制度の概要参照】

(注) 応募認定退職者は、早期退職募集制度に基づき、各省各庁の長等が職員の年齢別構成の適正化を図ること等を目的として行う早期退職者の募集に応募し、各省各庁の長等が定めた募集要項に合致する旨の認定を受け、各省各庁の長等が定めた退職すべき期日に退職した者であることから、退職手当法上、官側の都合による退職と整理されている。

Ⅱ 退職給付水準の官民比較

本院は、Iで把握した民間及び公務における退職給付額の実態を基礎として、公務と民間の同職種の者について退職事由及び勤続年数を合わせて退職給付額を対比させ、官民の退職給付水準を比較した。

具体的には、公務においては行政職俸給表(一)適用職員、民間企業においては公務の行政職俸給表(一)適用職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤従業員について、退職事由別(公務の定年退職と民間の定年退職、公務の応募認定退職と民間の会社都合退職)、勤続年数別に退職給付額(いずれも使用者拠出分)を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較(ラスパイレス比較)を行った。すなわち、仮に個々の国家公務員の退職者に退職事由及び勤続年数を同じくする民間企業従業員の退職給付額を支給したとすればこれに要する支給総額と、現に国家公務員の退職者に支給されている退職給付額の支給総額を比べてどの程度の差があるかを算出した。

その結果、別表第6に示すとおり、1人当たり平均の退職給付額は、公務 25,377千円(うち退職手当23,141千円、共済年金給付現価額2,236千円) に対して民間24,596千円 (うち退職一時金10,061千円、企業年金現価額14,535 千円) となり、公務が民間を781千円 (3.08%) 上回っている。

Ⅲ 国家公務員の退職給付に係る見解

国家公務員の退職給付は職員の退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格を有しており、その水準については、同種の給付を行っている民間企業における退職給付の水準との均衡を図ることが社会経済情勢に適応した適正な退職給付を確保することにつながるものである。このため、上記IIで示した官民の退職給付水準の比較結果に基づき、国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適切である。

以 上

別表第1 退職給付制度の普及状況

(単位:%)

	項目	割	合
退職給付制度		92.6	
	211 (8)		(100.0)
退職	一時金制度がある		(88.0)
	退職一時金制度のみ		(48. 3)
	退職一時金制度と企業年金制度を併用		(39. 6)
企業	年金制度がある		(51.7)
	企業年金制度のみ		(12.0)
退職給付制度がない			7.2
不明			0.2

⁽注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。

^{2 ()} 内は退職給付制度がある企業を100とした場合の割合を示す。

別表第2 退職一時金制度の状況

(単位:%)

	項目					
退職-	退職一時金制度がある					
	退	職一	一時金(社内準備)	(100. 0) (80. 7) [100. 0]		
			退職時の基本給の全部又は一部×勤続年数別支給率 (+定額又はポイント制)	[44. 6]		
退職		算	別テーブル方式(退職金算定基礎給等×勤続年数別 支給率)	[12. 0]		
時金		定	ポイント制	[25. 7]		
度の	制度		定額方式	[6. 9]		
種類(海	į	式	その他	[5. 5]		
(複数回:			不明	[5. 3]		
答	答 中小企業退職金共済(特定業種退職金共済[建設業、清酒 製造業、林業]を含む)					
	特定退職金共済					
	社会福祉施設職員等退職手当共済					
	その他					
	不明					
退職-	退職一時金制度がない					
不明	不明					

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。
 - 2 () 内は退職一時金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。
 - 3 []内は社内準備による退職一時金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。
 - 4 「退職一時金(社内準備)」とは、退職一時金制度のうち、退職一時金の支払準備 を企業内で行う制度をいう。

別表第3 企業年金制度の状況

(単位:%)

項目	割合	
企業年金制度がある	47.8	
正未中並制及がめる	(100.0)	
確定給付企業年金	(53. 4)	
確定給付企業年金(規約型)	(42.4)	١,
確定給付企業年金(基金型)	(12.0)	複数回答
確定拠出年金(企業型)	(37.7)	
厚生年金基金	(19.4)	
自社年金	(0.5)	
その他	(7.8)	J
不明	(2.1)	
企業年金制度がない	52.0	
不明	0.2	

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。
 - 2 () 内は企業年金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。
 - 3 確定給付企業年金がある企業の割合は、確定給付企業年金(規約型)又は確定給付 企業年金(基金型)の一方又は両方がある企業の割合である。

(参考)各企業年金制度の概要

- ○「確定給付企業年金(規約型)」 … 労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託 会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、 公的年金の上乗せ給付を行う制度をいう。
- ○「確定給付企業年金(基金型)」 … 母体企業とは別の法人格を有する基金を設立 した上で、その基金が年金資金を管理・運用し、公的年金の上乗せ給付を行う制 度をいう。
- ○「確定拠出年金(企業型)」 … 企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金等を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、公的年金の上乗せ給付を行う制度をいう。 確定拠出年金には、このほか、企業の拠出がない「確定拠出年金(個人型)」がある。
- ○「厚生年金基金」 · · · 企業単独 (単独設立)、親企業と子企業が共同 (連合設立)、又は同種同業の多数企業が共同 (総合設立) で、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施する制度をいう。
- ○「自社年金」 … 企業が自ら年金資金を管理・運用する自由設計の年金制度をいう。

別表第4 民間における勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額

	定年退職			会社都合退職				
	(退職者計:72,289人)			(退職者計:25,895人)				
勤続	退職	退職	企業年金	退職	退職	退職	企業年金	退職
年数	者数	一時金	現 価 額	給付額	者数	一時金	現価額	給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	470	4, 170	2, 448	6, 618	274	5, 803	3, 900	9, 704
21年	490	4, 179	3, 468	7, 647	304	8, 256	5, 811	14, 067
22年	703	4, 131	4, 018	8, 149	497	8,840	6, 850	15, 691
23年	1,025	4, 031	4, 681	8, 712	1,063	9, 173	6, 792	15, 965
24年	1, 444	4, 328	5, 209	9, 536	1,011	9, 430	7, 901	17, 331
25年	1, 434	4, 950	5, 679	10, 628	1, 183	10, 290	9, 028	19, 318
26年	1, 301	6, 159	5, 590	11, 749	1, 242	11, 101	9, 809	20, 911
27年	1, 464	6, 464	5, 661	12, 124	911	12, 081	10, 185	22, 266
28年	768	6, 594	5, 978	12, 571	701	13, 399	10, 956	24, 355
29年	742	5, 659	7, 066	12, 725	1, 167	14, 218	13, 637	27, 855
30年	1,058	6,003	7, 620	13, 623	2,043	14, 005	14, 243	28, 248
31年	927	6, 331	8, 168	14, 499	1,848	13, 591	14, 890	28, 481
32年	1,022	7, 157	9, 676	16, 833	1, 929	12, 528	14, 788	27, 315
33年	1, 296	8,667	11, 543	20, 210	1,680	11, 724	15, 556	27, 279
34年	2, 400	9, 246	12, 946	22, 193	1, 993	11, 393	16, 108	27, 501
35年	4, 537	9, 639	14, 585	24, 224	1,859	11, 421	16, 389	27, 811
36年	7, 181	9, 534	15, 774	25, 308	1, 482	11, 526	16, 332	27, 858
37年	9, 435	9, 391	15, 760	25, 150	1, 112	12, 565	15, 292	27, 857
38年	5, 231	9, 360	15, 238	24, 598	1, 979	13, 098	14, 617	27, 714
39年	1, 343	9, 598	12, 867	22, 465	516	13, 704	13, 769	27, 473
40年	1, 544	9, 763	14, 002	23, 764	409	11,014	14, 001	25, 015
41年	16, 556	9,620	14, 061	23, 681	349	7, 875	15, 647	23, 522
42年	9, 273	9,616	14, 139	23, 755	332	6, 206	16, 964	23, 169
43年	267	9, 712	13, 575	23, 287	6	5, 186	16, 997	22, 183
44年	175	13, 620	12, 239	25, 859	1	X	X	X
45年以上	204	17, 216	11, 426	28, 642	4	48, 418	3, 062	51, 480

⁽注) 1 「退職一時金」の額は、退職金規程等に基づき支給される保険、動産等を金額換算 したものを含む額である。

² 上記のほか、今回の調査対象退職者としては自己都合退職18,404人及び役員就任退職3,215人がいる。

³ 退職給付額は、端数処理の結果、退職一時金と企業年金現価額の合計額と一致しない場合がある。

⁴ 退職給付の額は、3年移動平均値を使用。

⁵ 退職者数は母集団に復元した上で四捨五入したものであるため、退職者計と内訳の合計が一致しない場合がある。

^{6 「}x」は、個人情報保護の関係から非表示とした箇所である。

別表第5 公務における勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額

	定年退職			応募認定退職				
	(退職者計:1,988人)			(退職者計:817人)				
勤続	退職	退 職	共済年金	退職	退職	退 職	共済年金	退職
年数	者数	手 当	給付現価額	給付額	者数	手 当	給付現価額	給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	_							_
21年	_				1	X	X	X
22年	_				2	X	X	X
23年	_				1	X	X	X
24年	_		_	_	4	16, 593	762	17, 355
25年	1	X	X	X	12	18, 715	882	19, 597
26年	2	X	X	X	11	19, 428	964	20, 392
27年	_		_	_	14	20, 634	966	21,600
28年	1	X	X	X	9	21,650	1, 117	22, 767
29年	1	X	X	X	18	22, 765	1, 255	24, 021
30年	1	X	X	X	25	22, 985	1, 310	24, 295
31年	4	21, 096	2, 088	23, 184	33	24, 978	1, 646	26, 624
32年	15	21, 204	2, 122	23, 326	38	24, 943	1,622	26, 565
33年	35	21, 310	2, 072	23, 382	43	26, 040	1,824	27, 864
34年	47	22, 803	2, 122	24, 926	56	26, 311	1,828	28, 139
35年	90	23, 177	2, 210	25, 386	70	25, 315	1,886	27, 202
36年	158	23, 170	2, 259	25, 429	69	24, 639	1, 891	26, 530
37年	280	23, 145	2, 320	25, 465	75	25, 115	2,006	27, 121
38年	184	22, 996	2, 381	25, 377	41	24, 270	1,832	26, 102
39年	62	22, 300	2, 325	24, 625	57	24, 248	2,050	26, 297
40年	86	22, 429	2, 389	24, 818	98	24, 465	2, 210	26, 675
41年	200	22, 610	2, 445	25, 055	140	23, 939	2, 349	26, 288
42年	809	22, 421	2, 448	24, 869	_	_	_	_
43年	5	22, 368	2, 643	25, 011	_	_	_	_
44年	2	X	X	X	_	_	_	_
45年以上	5	25, 180	2, 986	28, 166	_	_	_	_

⁽注) 1 上記のほか、勤続20年以上の退職者としては、自己都合退職等274人がいる。

² 退職給付額は、端数処理の結果、退職手当と共済年金給付現価額の合計額と一致しない場合がある。

^{3 「}x」は、個人情報保護の関係から非表示とした箇所である。

別表第6 官民退職給付水準の比較結果

	民 間 ①	公 務 ②	比較結果
退職給付額	24, 596千円	25, 377千円	△781千円 (△3.08%)